

## ○千代田区地球温暖化対策条例

平成 19 年 12 月 27 日条例第 29 号

改正

令和 3 年 10 月 14 日条例第 25 号

## 千代田区地球温暖化対策条例

## 目次

## 前文

第 1 章 はじめに（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 地球温暖化対策の取組み（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 推進制度（第 17 条—第 21 条）

第 4 章 その他（第 22 条）

## 附則

「千代田区は日本の経済の中心、だけど比較的緑が多くて、産業と自然の調和がとれた、過ごしやすい区だよ。」

「今よりもっと千代田区を緑でいっぱいにして『緑の区、千代田』と呼ばれるようにしたいね。」

「そうだね。経済だけでなく環境対策でも中心地となる千代田区になったらいいな。」

「環境問題といってもいろいろあるよね。」

「うん、なかでも今は地球温暖化が深刻になってきているよ。」

「そうか。地球温暖化か。地球温暖化は大きな気候変動をもたらし、大規模な自然災害の原因となって、生活や経済に大きな影響を与えるという問題があるよ。」

「ねえ、千代田区は、昼と夜の人口が大きく違うよね。」

「そう、住んでいる人よりも、仕事や勉強に来る人のほうが多いんだ。だから、区外から来る人にも地球温暖化防止を呼びかけなくてはならないよね。」

「千代田区で地球温暖化対策が進んでいけば、きっと他の地域にも、地球温暖化への意識が広がっていくよ。」

「千代田区を、地球温暖化対策で一歩先に行く発信地にしていこう。」

「みなさん、地球の中の日本、日本の中の東京、東京の中の千代田区として地球温暖化防止への取り組みを進めましょう。」

「千代田区が動いて、周辺の地域に、全国に、環境への取り組みを働きかけていこう。」

「世界中にこの取り組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残しましょう。」

区内の中学生より

地球温暖化による気候変動は、すでに異常気象などにより私たちの生活に深刻な影響をもたらしています。二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの増加によって、今後、地球温暖化がさらに進行すれば、自然災害の頻発化・激甚化などが予測されており、将来世代にわたりさらなる影響をもたらすことが強く懸念されます。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれています。

2015 年に採択されたパリ協定（平成 28 年条約第 16 号）においては、世界共通の長期目標とし

て、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下回るように抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。また、産業革命前からの地球の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年前後に世界の二酸化炭素排出量が実質ゼロになっていることが必要といわれています。

千代田区には、わが国を代表する大企業や官公庁などが多く存在していて、今後も活発な事業活動や都市の再整備が見込まれるため、人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量と吸収源による二酸化炭素の吸収量を均衡させるための取組みが必要です。

千代田区は、経済と環境とが調和した脱炭素社会をめざし、この美しい地球を良好な状態で、子どもたちやさらに未来の人々に引き継ぐため、この条例を制定します。

## 第1章 はじめに

### (目的)

第1条 この条例は、地球温暖化の防止や地球温暖化に起因する気候変動による影響への対応に関し、次のことを定め、千代田区（以下「区」といいます。）にかかわるすべての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とします。

- (1) 地球温暖化対策における基本理念と基本となる考え方
- (2) 区や区民、事業者の責務
- (3) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進

### (ことばの意味)

第2条 この条例で用いられることばの意味は、次のとおりです。

#### (1) 地球温暖化

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。

#### (2) 地球温暖化対策

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量を減らすなどの地球温暖化の防止に役立つ方法や、地球温暖化に起因する気候変動による影響の回避や軽減に役立つ方法をいいます。

#### (3) 区民

区内に住んでいる人や、区内の企業や学校などで働き学ぶ人、買い物などで一時的に区を訪れる人をいいます。

#### (4) 事業者

企業、官公庁（区を除きます。）その他の団体や個人事業主をいいます。

#### (5) 地球温暖化配慮行動

省エネルギーや省資源の取組みや、再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化の防止に役立つ行動をいいます。

#### (6) 環境マネジメントシステム

「計画、実行、評価、見直し」の繰返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。

#### (7) 千代田エコシステム

区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。

(8) 再生可能エネルギー

太陽光や風力など、二酸化炭素の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。

(9) 未利用エネルギー

下水の熱や地中熱など、あまり利用されていないエネルギーをいいます。

(10) 公有施設

区をはじめとする官公庁など、公的機関が保有する施設をいいます。

(11) 脱炭素社会

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量と吸収源による二酸化炭素の吸収量が均衡した、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。

(12) エネルギー事業者

電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます。

(基本理念)

第3条 区は、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを達成する脱炭素社会をめざし、区民や事業者と協力し合って、その実現に向けて取り組みます。

(基本となる考え方)

第4条 区は、次の考え方に基づいて地球温暖化対策（以下「温暖化対策」といいます。）に取り組みます。

- (1) 区民が健康で快適に暮らすためのより良い環境を保ち、子どもたちやさらに未来の人々へ引き継ぎます。
- (2) サービスの提供や都市の再整備などの事業活動と、より良い環境とがともに成り立つ社会をめざします。
- (3) 区や区民、事業者は、互いに知恵と力を出しあって、広く日常生活や事業活動のすべてにおいて温暖化対策に取り組みます。

(区の責務)

第5条 区の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 温暖化対策に役立てるための計画や指針などを作成し、推進すること。
- (2) 区民や事業者に対し、区が実施する温暖化対策への参加協力を促すこと。
- (3) 区の事務や事業に関し、率先して温暖化対策に努めること。

(区民の責務)

第6条 区民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 日常生活や区内でのいろいろな活動において、温暖化対策に努めること。
- (2) 区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 他の区民、事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第7条 事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 事業活動を行うとき、温暖化対策に努めること。
- (2) 事業活動に関して、区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 事業活動に関して、区民や他の事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(公表)

第8条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を定期的に公表します。

2 区長は、具体的な温暖化対策の取組みや成果をその都度明らかにします。

## 第2章 地球温暖化対策の取組み

(地域推進計画と地域気候変動適応計画)

第9条 区長は、区全体の温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」といいます。）第19条第2項の規定に基づく計画（以下「地域推進計画」といいます。）と気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を定めます。

2 地域推進計画は、次の事項を定めます。

- (1) 計画期間や目標
- (2) 地球温暖化の防止に役立つ具体的な方法
- (3) その他地域推進計画の推進に役立つ事項

3 地域気候変動適応計画は、次の事項を定めます。

- (1) 計画期間
- (2) 気候変動による影響の回避や軽減に役立つ具体的な方法
- (3) その他地域気候変動適応計画の推進に役立つ事項

4 区長は、地域推進計画と地域気候変動適応計画を定めるときや変更するとき、区民や事業者の意見を反映するよう努めます。

5 区長は、地域推進計画と地域気候変動適応計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表します。

(区の実行計画)

第10条 区長は、区の事務や事業に関し、自ら率先して地球温暖化の防止に取り組むため、温暖化対策推進法第21条の規定に基づく実行計画を定めます。

(国や東京都などとの連携)

第11条 区は、温暖化対策を推進するため、広域的な取組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努めます。

2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化対策を推進するよう努めます。

(環境にかかわる教育や学習)

第12条 区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動（以下「配慮行動」といいます。）を促すため、環境にかかわる教育を推進します。

2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施するものとします。

(環境マネジメントシステム)

第13条 事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるものとします。

2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。

3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとします。

(建物に関するエネルギー対策)

第14条 区は、建物から排出される二酸化炭素の削減を図るため、次のエネルギー対策（以下「建物のエネルギー対策」といいます。）に取り組めます。

- (1) 建物の省エネルギー化
  - (2) 再生可能エネルギーの導入
  - (3) 未利用エネルギーの有効活用
- 2 公有施設を新築、増改築する者は、建物のエネルギー対策を導入するものとします。
  - 3 公有施設を維持管理する者は、建物のエネルギー対策に努めるものとします。  
(エネルギーの適切な使用)

第 15 条 区民や事業者は、日常生活や事業活動において、エネルギーを無駄なく適切に使用するものとします。

- 2 区民や事業者は、省エネルギー効率に最も優れた電気機器やガス機器など（以下「機器」といいます。）の使用に努めるものとします。
- 3 区は、区民や事業者が機器を買い替えるとき、省エネルギー効率に最も優れた機器の導入を支援します。  
(相互支援の促進)

第 16 条 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策について支援することを促進します。

### 第 3 章 推進制度

(配慮行動の促進)

第 17 条 区は、区民や事業者の配慮行動を促進するための指針（以下「配慮行動指針」といいます。）を作成し、公表します。

- 2 規則で定める一定規模以上の事業者（以下「特定事業者」といいます。）は、配慮行動指針に基づいて、積極的に従業員への環境教育などに取り組み、区長に対して定期的に計画書や報告書を提出するものとします。
- 3 特定事業者以外の事業者と区民は、配慮行動指針に基づいて、配慮行動に取り組み、区長に対して計画書や報告書を提出することができます。
- 4 区長は、大幅に二酸化炭素を減らすなど、模範となる配慮行動を行った区民や事業者を表彰し、公表します。

(脱炭素社会の形成)

第 18 条 区は、脱炭素社会の形成に関する指針を作成し、公表します。

- 2 区は、区内全域で、次のエネルギー対策に取り組みます。
  - (1) 区長は、規則で定める一定規模以上の建物の新築や増改築を行う者に対し、脱炭素社会の形成に関する指針に基づいて、建物のエネルギー対策を求めます。
  - (2) 建物のエネルギー対策を求められた者は、区長に計画書を提出し、建物のエネルギー対策の内容について協議を行うものとします。
- 3 区は、さまざまなまちづくりの取組みと連動して、次の温暖化対策に取り組みます。
  - (1) 区長は、脱炭素社会の形成に関する指針に基づいて、地域の関係者と協議のうえ、より高い効果をあげるため集中的な温暖化対策を行う地域を温暖化対策促進地域として指定します。
  - (2) 区長は、温暖化対策促進地域の関係者と協議を行い、脱炭素社会をめざした取組みを進めます。

(経済的支援)

第 19 条 区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います。

2 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます。

3 区長は、温暖化対策推進のための資金の一部として、区民や事業者からの寄附のほか規則で定める一定の建築行為等を行う者に対して、適切な負担を求めることができるものとします。

(エネルギー事業者への協力依頼)

第 20 条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとします。

(推進体制)

第 21 条 区長は、温暖化対策に関するさまざまな取組みを計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

2 区長は、温暖化対策の推進や取組みの評価などに関する意見を聴くため、有識者や区民などから構成される組織を設置します。

3 区長は、温暖化対策を適切に推進するため、区民や事業者と連携した組織を設け、温暖化対策に関する情報提供や技術支援を行います。

#### 第 4 章 その他

(その他必要な事項)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に規則で定めます。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 17 条から第 19 条までの規定と第 21 条の規定については、規則で定める日から施行します。(平 22 規則 44・平 23.1.1 施行)

(条例の見直し)

2 この条例は、温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとします。

#### 附 則 (令和 3 年 10 月 14 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行します。